

主任技術者又は監理技術者の配置変更等に関する実施要領

1. 実施概要

主任（監理）技術者の柔軟な配置や競争参加資格申請書類の削減、申請手続きの簡素化に対応するため、主任（監理）技術者の申請をこれまでの複数名から1名のみとし、工事着手日1週間前まで技術者の変更を認める。

また、競争参加資格が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員に対しては、技術者の施工実績を求めない。

2. 対象案件

地方航空局土木課が発注する空港土木工事とする。

3. 競争参加申請書類

1) 配置予定技術者の申請人数

・配置予定技術者の申請書類は1名分のみとし、複数の候補技術者の申請は認めない。

2) 甲型特定建設工事共同企業体の競争参加申請書類（共同企業体を採用する場合追記）

・競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員の技術者の施工実績を求めない。なお、契約後に代表者以外の構成員の技術者について国家資格を有する者であることを確認する。

4. 主任技術者又は監理技術者の変更

1) 変更申請の受け付け期間

契約日から工事着手日1週間前まで

2) 変更主任（監理）技術者の条件

- ・入札申込みの3ヵ月以上前から受注者の社員であること。
- ・変更前の技術者と同等以上の技術力が確保されること。

※同等以上の技術力の確認は、以下の「6. 技術審査の方法」の「主任（監理）技術者の変更届」及び変更後の競争参加資格確認申請書1式の評価合計点が同点以上であることを指す。

5. 入札説明書

入札説明書の参考記載例については、以下のとおりとする。なお、記載例にないものについては、別途作成するものとする。

[入札説明書記載例]

○. 競争参加資格

(○) (和暦) ○年○月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記を満たすいずれかの工事の施工（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績も可とする。）実績を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。）

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局が発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

- ・同種工事：〇〇における新設・改修又は撤去
- ・類似工事：〇〇における新設・改修又は撤去

(○) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は要しない。

- 1) 1・2級土木施工管理技士、1・2級建設機械施工管理技士若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。（工事内容に応じて設定する）
- 2) 〇（○）に掲げる工事の経験を有する者であること。
- 3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- 4) 競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、これを証することができる資料を提示すること。
- 5) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間は以下のとおりとする。
 - ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間。）
なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
 - ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。
なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- 6) 特例監理技術者の配置は、認めない。（条件により追記・添削すること。）

○. 競争参加資格の確認等

(○) 配置予定の技術者

本工事で申請できる配置予定技術者は1名とする。

〇（○）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種・類似工事の施工実績（海外インフラプロジェクト実績認定工事含む）及び申請時における他工事の従事状況等を「主任（監理）技術者等の資格・工事経験」に記載すること。記載する同種・類似工事の施工実績の件数は1件でよい。

なお、配置予定の主任（監理）技術者は、当該技術者の総合評価における「技術者の能力等」の評価点が同等以上である〇（○）に掲げる基準を満たす他の技術者に変更することができる。

ただし、変更後の技術者は、入札申し込みの3ヵ月前以前から継続して自社社員として勤務していることを必要とする。審査の結果、不適格となった場合は配置主任（監理）予定技術者を変更できない。

変更可能な他の技術者を配置しようとするときは、契約日から工事着手日1週間前までに当該技術者の総合評価の評価点が同等以上と確認するため「主任（監理）技術者の変更届」及び変更後の競争参加資格確認申請書を提出し審査を受けなければならない。

なお、技術者の評価点の確認のため、配置予定主任（監理）技術者又は変更可能な他の技術者について、別紙○の自己採点書類を提出することができる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工

事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなり、変更可能な他の技術者も配置できない場合は、直ちに当該申請書の取下げ又は入札を辞退すること。（既に入札書を提出している場合は落札決定までに契約課に連絡するとともに、速やかにその旨文書にて提出すること。）他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができず、かつ、変更可能な他の技術者も配置することができないにもかかわらず入札した場合（入札書提出後から落札決定までの間における連絡を怠った場合）においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

（競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員の技術者の施工実績を求めない。なお、契約後に代表者以外の構成員の技術者について○、（○）に掲げる資格を有する者であることを確認する。（共同企業体を採用する場合追記）

○. 配置予定技術者等の確認

落札決定後、工事实績情報システム等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、工事着手日1週間前を過ぎた日以降は、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、技術者の変更は認められない。病休等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、○、（○）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

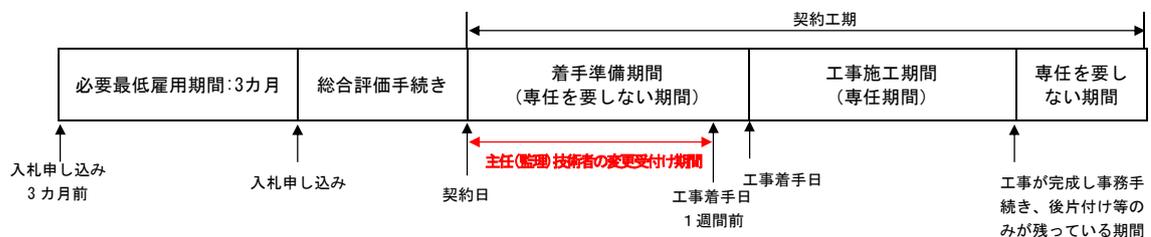
また、申請した技術者を変更する場合は、契約日から工事着手日1週間前までに変更可能な他の技術者に係る申請書（「主任（監理）技術者の変更届」及び変更後の競争参加資格確認申請書1式）を提出し審査を受けなければならない。審査の結果、不適合となった場合は変更できない。変更可能な他の技術者の要件については、「主任（監理）技術者等の資格・工事経験」を参照すること。

6. 技術審査の方法

1) 契約日から工事着手日1週間前までに主任（監理）技術者が同等以上と判断するための書類を求める。

- ・「主任（監理）技術者の変更届」及び変更後の競争参加資格確認申請書1式
- ・会社との一定の雇用期間（入札の申し込みがあった日の3ヶ月以上前より継続して在籍していること）が確認できる資料

【参考】：主任（監理）技術者の変更が可能な期間



2) 監督職員は、受注者から申請があった場合、変更前の配置予定技術者及び変更後の配置予定技術者の評価点を算出し、変更後の評価点が増加していることを確認する。

監督職員は、自主採点書類の提出があった場合は、評価点の算出を行って、変更不可となる可能性がある場合は受注者と調整を行う。